

| 障害者施設等病棟の主な受け入れ対象

1	<b>重度の肢体不自由者</b> _ 脳卒中の後遺症の患者及び認知症患者を除く
2	<b>脊髄損傷等の重度障害者</b> _ 脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者を除く
3	<b>重度の意識障害者</b> _ 脳卒中の後遺症であっても、次の状態である場合には重度の意識障害者となる <ul style="list-style-type: none"> <li>● 意識レベルが <u>JCS で II-3(又は 30)以上又は GCS で 8 点以下の状態が 2 週間以上持続している患者</u></li> <li>● 無動症の患者(閉じ込め症候群、無動性無言、失外套症候群)</li> </ul>
4	<b>筋ジストロフィー患者及び難病患者</b> 筋ジストロフィー、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋委縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、パーキンソン病関連疾患[進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ 3 以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る)]、多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎及びもやもや病(ウイルス動脈輪閉塞症)